

回 答 書

2023年3月14日

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろウビル3階

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 殿

〒107-0062

東京都港区南青山2丁目2番15号

GFA株式会社

代表取締役 片田 朋希



貴法人より2023年2月17日付けで、弊社が株式会社ヴィエリスからキレイモ事業の一部譲受の経緯等について照会がありましたのでご回答申し上げます。

第1 弊社における株式会社ヴィエリスとの契約者への対応の経緯について
照会に対するご回答にあたり、まず弊社におけるこれまでの株式会社ヴィエリスの契約者様に対する対応についてご説明させていただきます。

弊社において2023年2月21日付けで適時開示させていただきました「(開示事項の経過) 株式会社ヴィエリスからの一部事業譲受及び新たな事業の開始に関するお知らせ(キレイモにおけるサービス有償化)」に記載のとおり、弊社は、株式会社ヴィエリスに貸し付けていた資金の対価として約60店

舗のうち28店舗を2022年10月1日付で事業譲受しておりますが、2022年9月30日以前に株式会社ヴィエリスと契約されたお客様との契約上の役務提供債務及び特定商取引に関する法律第48条に基づく解除、及び同法49条に基づく中途解約によって生じる精算金返還義務については承継しておりません。

弊社においては、事業譲受後の2022年10月3日付けで会社法22条2項前段に基づく免責の登記もさせて頂いたところであり、弊社においては譲渡会社である株式会社ヴィエリスの事業によって生じた債務について、法的には一切弁済する責任を負いません。

しかしながら、弊社が事業譲受する直前において、株式会社ヴィエリスの信用不安の報道があるなど、従前の契約者への影響が大きすぎることから、当社の可能な範囲での従前の契約者への支援として該当者に対して無償でのサービス提供を決定し、その後2023年2月まで継続をしてまいりました。

しかし、このことが弊社との契約に基づくものではないため、そのサービスの法的な位置づけについて、貴法人からの照会も含めて分かりにくいとの指摘が寄せられてきたこと、アフターケアや施術後のカウンセリングやフォローなどの対応についても必ずしも明確な位置づけがないため、お客様に寄り添った対応が難しいという課題がございました。

そのため、2023年3月1日からは有償化を実施し、新たに弊社と『特典付優遇プラン』をご契約いただくことで、法的に弊社のお客様として位置づけを明確にし、今後のお客様の美容に関するサポートができる環境を整えたいと考えております。

2023年3月1日以降かつ9月30日までの間にご来店いただいた対象者全員に1回限り、全身脱毛サービス(VIO含む)の無償施術を提供いたしている

ところです。

このように、弊社として株式会社ヴィエリスとの間で美容サービスを利用され、今後も継続したいというお客様に対しては、弊社の経営資源が許す可能な限り、サービスの継続的提供に努めていたところであります。

2 もっとも、株式会社ヴィエリスと契約されていたお客様に対するクーリング・オフの申出や中途解約により生じる精算金返還債務について、事業の継続を確保するという観点から譲受会社である弊社においてこれを負担することは極めて困難であり、あくまで譲渡会社である株式会社ヴィエリスにおいてその対応にあたるのが適切であると考えております。

本件事業譲受において弊社はこれらの債務について引き継いでいないため、これまでも弊社店舗でこれらの申出は受け付けておらず、弊社にお問い合わせのあったお客様に対しては、ヴィエリス社コールセンターをご案内しております。

また、弊社からも株式会社ヴィエリスに対して顧客に対する返金措置を早急に講ずるよう申し入れてきたところです。

なお、貴法人が指摘の2022年9月28日付け「株式会社ヴィエリスからの一部事業譲受及び新たな事業の開始に関するお知らせ」2(3)の負債欄に記載のある弊社が引き継ぐ債務として記載のある未払金50百万円の記載は、弊社が事業譲受を受けるにあたり、株式会社ヴィエリスの取引先の一部において、弊社が株式会社ヴィエリスの未払債務を負担しなければ取引を弊社と継続しないとの意向を示したことから、事業を継続するために一部弊社が例外的に債務を引き継いだものに過ぎず、お客様についての株式会社ヴィエリスが負っている契約上の役務提供債務及び特定商取引に関する法律第48条に基づく解除、及び同法49条に基づく中途解約によって生じる精算金返還義務について

は承継したものではありません。

当該お知らせにおける「当社が負担することで事業運営が円滑に進む場合、負債として引継ぐ金額は増える可能性があります。」との記載は、弊社が事業継続のために債務を引き継ぐこととしたキレイモの取引先との債務額が適時開示後に増加する可能性を示したものに過ぎず、お客様との間の債務を引き継ぐことを意味するものではありません。

なお、2023年10月1日以降に弊社と契約をされたお客様については、弊社にクーリング・オフの通知及び中途解約の申出があれば、これについては弊社において適切に対応させて頂いており、特段の苦情が寄せられておりません。

また、2023年3月1日以降に株式会社ヴィエリスと契約されたお客様が弊社との間で『特典付き優遇プラン』を契約されても、それ自体は株式会社ヴィエリスとの契約の内容を変更、消滅させるものではなく、旧契約については株式会社ヴィエリスに対して引き続きクーリング・オフの申出や中途解約により生じる精算金返還等を求めることが妨げられるものではありません。新契約により弊社にお支払いをいただいた利用料につきましては、弊社で特商法に基づくクーリング・オフや中途解約の申出に適切に対応する所存です。

第2 照会に対する回答について

1 貴社（原文ママ）とGFA株式会社との事業譲渡契約（代物弁済契約）において、回答日現在までにエステティックサービス契約を締結した消費者及び「KIREIMO」の店舗で施術を受けた消費者と貴社（原文ママ）やGFA株式会社の契約関係及び権利義務関係の定めを照会します。

→（回答）

貴法人の照会文で「貴社」と記載があるのは、文意から譲渡会社であります

ヴィエリス株式会社のことをさしていると解されますので、その前提でご回答させていただきます。

2022年9月30日まで「KIREIMO」店舗において契約されたお客様は全てヴィエリス株式会社と契約されておりますので、現時点でも弊社とお客様との間に直接の契約関係がなく、株式会社ヴィエリスとの契約となります。従いまして、特定商取引法に基づくクーリング・オフの申出や中途解約の申出は全て株式会社ヴィエリスが開設する同社コールセンターで承っており、弊社KIREIMO店舗及び弊社コールセンターでは取り扱っておりません。

事業譲渡契約上も、株式会社ヴィエリスと契約された方との役務提供債務やクーリング・オフや中途解約に基づく債務について弊社は引き継いでおらず、弊社の登記において会社法22条前段の免責の登記を行っております、弊社に対し株式会社ヴィエリスが負うべき債務の履行を求めることはできません。

また、弊社が会社法23条1項による債務を引き受ける旨の広告をおこなったこともございません。

2022年10月1日以降に「KIREIMO」店舗で契約されたお客様については弊社との契約となりますので、弊社において特定商取引法に基づくクーリング・オフの申出や中途解約の申出について対応させて頂いており、必要と認められる精算金の返還も弊社からお客様に対して行っております。

2 回答日現在までにエステティックサービスを契約した消費者及び「KIREIMO」の店舗で施術を受けた消費者との関係で、不当利得の受益は貴社とヴィエリスのいずれですか。

→ (回答)

2022年9月30日まで「KIREIMO」店舗において契約されたお客様は、全て株式会社ヴィエリスが利用料を収受しており弊社で収受しており

ませんから、契約が解除された場合は株式会社ヴィエリスが不当利得を得ていたこととなります。

2022年10月1日以降に契約されたお客様については、弊社との契約であり弊社が利用料を収受していることから、弊社で必要と認められる利用料の返還措置を講じております。

第3 付言

以上述べたとおり、弊社においては、事業譲受後の2022年10月1日以降の弊社契約分については適切にクーリング・オフや中途解約に対応している一方、同日以前の株式会社ヴィエリス契約分については弊社が契約当事者でなく債務も引き継いでいないため、弊社が精算金返還義務を負う立場にありません。

したがって、貴法人が弊社を相手に特例法に基づく共通義務確認訴訟を提起することは適切でないと考えております。

以上